

令和4年度
第7回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年10月12日開会

高松市農業委員会

令和4年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年10月12日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 17人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 6人

- 2番 真鍋 俊二
- 7番 瀧本 繁樹
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 15番 河田 薫
- 19番 森 吉朝

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 農地改良に係る届出について
- 議案第11号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第15号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第16号 令和5年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）
について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中17人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番 真鍋 俊二委員、7番 瀧本 繁樹委員、12番 真鍋 芳治委員、13番 佃 光廣委員、15番 河田 薫委員、19番 森 吉朝委員、の6名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び16番藤澤委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番は、所有者が自ら耕作するため、農地法第3条に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、2筆の内1筆は所有者が自ら耕作するために、残り1筆は第3者が取得し耕作するため、農地法第3条に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第3条許可申請所有権6番に関連しております。

4番は、申請地が高松市道の拡幅部分として収用されることから、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、この後、香川県農地機構を介して新たな借り人との契約が予定されております。

2番は、強化促進法により申請地を借り受けていた小作人が権利取得し、自ら耕作しようとするもので、農地法第3条許可申請所有権2番に関連しております。

3番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

4番は、香川県農地機構が新たな借り人との契約を行うため、返還を受けたものです。

次ページを御覧ください。

5番、6番は、平成25年に、高松市地域農業再生協議会を介して貸借していた農地について、この後、香川県農地機構を介した新たな借り人との契約の予定があることから返還を受けたものです。

なお、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地利用集積円滑化事業は廃止されましたが、経過措置により、令和2年4月1日、同改正法施行の際、現存する集積円滑化団体である再生協議会を利用して貸借している案件は、契約の期間満了までは存続することになっております。

次のページを御覧ください。

7番も、香川県農地機構を介した新たな借り人との契約の予定があることから返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、物置、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、経営する共同住宅の駐車場が不足し、隣接する申請地を露天駐車場用地とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が35.07平方メートルあります。

2番は、共同住宅、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が建物を建築し、その後、利用増加に伴い隣接農地に増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が255.80平方メートルあります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、既

存の住宅が老朽化し、家族が増え、住宅を建築した際、敷地の一部が隣接農地に越境していたことがこの度判明し、これを解消するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が761.64平方メートルあります。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺地域住民の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、発電出力34.65キロワット、1枚のパネル面積約1.68平方メートルを111枚設置し、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足の為、自宅から遠方にある申請地での農業の継続が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電設備を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を令和3年2月に受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可取消願1番に関連しています。

6番は、物置、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、雑草の繁茂による近隣からの苦情対応のため、花崗土にて盛土を行い、その後、周辺住民からの駐車場利用要望があったことから、自己所有地と申請地とを併せ、物置、露天駐車場用地としたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年1月に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権7番に関連しています。

7番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母の介護車両用駐車場の確保と家族が増えたために増築をした際に隣接の農地に一部越境したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が492.35平方メートルあります。

8番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、この度、所有地の確認調査を行ったところ、先代が居宅・納屋を建てた際に、一部が農地に越境していることが判明したため、これを解消しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年10月に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が477.47平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、令和4年8月22日付けで宅地分譲用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、関係者との調整に時間を要することとなったことから許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成22年9月28日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請、所有権移転を伴う非農家の自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画が廃止となり許可の取消願があったものです。農地法第4条許可申請5番に関連しています。

2番は、平成17年1月27日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請、使用貸借による権利の設定で、分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、受注した鉄道レール敷替え工事のため、仮設事務所・露天資材置場・駐車場用地として平成30年11月12日付けで一時転用許可を受け、その後、令和元年10月10日、令和2年10月12日、令和3年9月10日付けで工事期間延長の事業計画変更承認を受けていましたが、再度、請負工事の変更契約に伴い、令和5年11月11日まで工事期間を延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を富本委員から報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、藤澤委員と私の2名であり、昨日、10月11日に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転案件2件となっています。

2番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、藤澤委員から報告申し上げます。

藤澤委員 現地調査委員の藤澤です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立高松養護学校東100メートルに在り、土木・建築工事及び貨物自動車運送業を営む転用者が、事業が順調に伸び、既存の資材置場及び車両置場が手狭となっており、露天資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、併用地を介して西側が県道に接し、交通の利便性が良く、また、本社から約300メートルの位置にあり、既設の資材置場を拡張するもので、規模、立地条件からも適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、北側にある農道を挟んで隣接する農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が5,561平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次に、2番の申請地は、高松市立檀紙小学校南西隣に在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側、東側及び南側が市道に面し、高松西インターチェンジに近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整備され、分譲住宅により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、需要が見込めることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、不動産業を営む法人が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産業を営む法人が、住宅が多い申請地の含まれる区域内で、駐車場の利用需要があることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、利用需要が確認できることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条許可申請6番に関連しています。

8番は、グループ会社の従業員や来客用の車両を駐車するスペースを確保するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、事務所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が515.50平方メートルあります。農地法第5条許可の取消願2番に関連しています。

議案書10ページを御覧ください。

9番は、各種機械部品の切削、研削加工業を営む法人の代表者が、現在、法人が借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、新たな露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、事務所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、昭和40年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が250平方メートルあります。

11番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に接し、周辺は、教育、医療、商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ生活及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、非農家の自己住宅の宅地拡張、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が315.13平方メートルあります。

13番は、関連法人が経営している保育園の運動場が、行事を行うには手狭であることから、転用法人が取得し、貸運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南西部分が市道に接し、既存の保育園や運動場と隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が551平方メートルあります。

議案書11ページを御覧ください。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、土木工事業を営む法人が、高松土木事務所が発注する急傾斜地崩壊対策工事の受注に伴い、連絡事務所や資材等の置場が必要であることから、仮設事務所、トイレ及び露天資材置場用地として、令和5年6月30日まで一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道に接し、工事現場に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復元の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページを御覧ください。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、居住している住居に、借家住まいの長男世帯が転居してくることとなり、手狭になることから、夫所有の農地を妻が借り受けて、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、不動産の賃貸及び管理業を営む法人が、申請地の含まれる、住宅が密集した区域内住民の駐車場需要が恒常的に見込めることから、露天貸駐車場・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、周辺に事業所や集合住宅が多く、恒常的な駐車場需要が見込めることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在、借家住まいですが、出産間近で、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家に隣接し、両親や祖父母の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権11件、賃借権1件、使用貸借5件、計17件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

白井委員 はい、議長。

議 長 25番 白井委員。

白井委員 所有権移転を伴う許可申請10番、11番について伺います。

転用者が同一法人であり、土地の所在地番が近く、また、転用目的が同じであるにもかかわらず、2案件となっている理由について説明いただきたい。

議 長 事務局の説明を求めます。

田山主査 はい。御指摘の2件について御説明いたします。

2件の土地の所在地番は近接地番号ですが、10番、11番の転用区域が道路により分断されており、都市計画法上の開発許可が2案件として取り扱われ、一体開発とならないことから、農地転用許可も2案件として処理するものです。

議 長 事務局からの説明は終了しましたが、白井委員、よろしいでしょうか。

白井委員 分かりました。

議 長 その他、御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地所有者の労力不足から、現在対象地を借り入れている譲受人が権利取得するもので、取得後は引き続きトウモロコシ等、野菜を栽培するものです。使用貸借返還通知2番に関連しております。

3番も、土地所有者の労力不足から、新規営農を希望する譲受人が権利取得するもので、取得後は水稻・麦を栽培するものです。

4番は、土地所有者の農業経営廃止に伴い、経営規模の拡大を希望する譲受人が権利取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、土地所有者の労力不足のため、小作人が申請地を権利取得するもので、取得後は引き続き花卉を栽培するものです。

6番も、土地所有者の労力不足から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカン、野菜を栽培するものです。農地法第18条6項通知3番に関連しております。また、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たしております。

次のページを御覧ください。

使用貸借による権利の設定について御説明いたします。

1番は、新規営農を希望する借受人が3年間借り受けてミカンを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番と関連しており、下限面積要件は満たしております。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転6件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番、4番、5番は、それぞれ、昭和57年、平成11、平成4年ごろから20年以上にわたり耕作放棄され、自然かい廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領、耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地に該当するものです。

2番は、令和4年4月に法定外財産の用途廃止、寄付採納行為に伴い分筆した際の残地部分であり、現在農道として利用しています。

3番は平成4年ごろから農業用水路として利用しており、ともに、非農地証明事務処理要領、耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全、又は、利用の増進のために必要な農業用施設、農道、水路等、の用に供する場合に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第10号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

農地改良は、農地における耕作の利便性を向上させる目的から、切土、盛土による土地の造成又は区画整理などを行う、いわゆる形質変更の行為であり、事務処理要領上、あらかじめ農業委員会の届出が必要となっております。

1番は、3筆の農地の形質変更を行うもので、現況低地となっている農地を、花崗土により締固め、2区画として高さを整え、作業効率の良い農地として飼料作物の栽培をするものです。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第11号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 議案第11号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の1ページを御覧ください。

平成28年度から令和4年度の間、番号2に記載の地域の12.7ヘクタールで土地改良事業が進められており、2ページのとおり、令和4年9月16日付けで香南町土地改良区理事長から、非農用地区域の設定についての意見伺いがありました。

平成28年2月2日、令和2年7月10日、同年9月16日にも同様の意見伺いがありましたが、今回は事業の最終段階に入り、区域面積が確定したため、一部変更するものです。

非農用地土地利用計画の中では、転用計画が9件予定されており、一覧は3ページに記載しております。

3ページ以降につきましては、変更前と変更後の一覧を付しております。

全ての転用計画地において、概ね50メートル以内に5戸以上連たんする住宅が存する区域内に在り転用許可基準から見て問題はないと考えられます。

以上のことから、転用に係る第1種農地の不許可の例外に該当するため、地区農業委員と協議した結果、この事業計画について、1ページ番号5のとおり、非農用地区域を設定することに異議ない旨、回答したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見については、原案のとおり、異議ない旨、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第

1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1の2ページを御覧ください。

令和4年9月14日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年9月9日付けで香川県知事宛に、土地開発行為協議書が協議者から提出されことによるものです。

5ページの位置図を御覧ください。

申請地は、ことでん岡本駅南900メートルに位置する田等、合計面積1.2672haです。土地開発行為の目的は建設発生土を用いた資材置場の造成を行うものです。

開発計画の内容は6ページ以降に記載のとおりで、14条地図写し、丈量図、土地利用計画図、切土量実施設計、防災施設関係として沈砂池の施工、工程表を付しております。

9月26日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、開発区域周辺及び下流域に農地があることを確認しました。

地区部会において協議した結果、1ページ番号5のとおり、高松市長には、「開発行為に当たっては、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したい旨、決定されました。

続きまして、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

まず、資料2の2の2ページを御覧ください。

令和4年9月8日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年9月1日付けで協議者から香川県知事宛に2回目の土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地は1ページ番号2のとおりで、山林等、合計面積0.8911haです。

4ページに位置図を、5ページからは当初計画、1回目の変更、2回目の変更についての土地の所在一覧、断面図、沈砂池詳細図を付しています。

1ページを御覧ください。

この度の変更協議は、工事の最終段階において、より緩やかな法面勾配にするため、切土量、盛土量及び、沈砂池の容量を増加するものです。

9月29日に地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

地区部会において協議した結果、1ページ番号5のとおり、高松市長には、「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したい旨、決定されました。

次の案件について、御説明申しあげます。

資料2の3の2ページを御覧ください。

令和4年9月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年9月7日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地は1ページ番号2のとおりで、山林等、合計面積0.4436haです。

4ページに位置図を、5ページからは変更前と変更後の土地の所在一覧、断面図、沈砂池詳細図を付しています。

1ページを御覧ください。

この度の変更協議は、前件同様、より緩やかな法面勾配にするため、切土量、盛土量及び、沈砂池の容量を増加するものです。

9月29日に地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

地区部会において協議した結果、1ページ番号5のとおり、高松市長には、「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したい旨、決定されました。

最後の案件について、御説明申し上げます。

資料2の4の2ページを御覧ください。令和4年9月8日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同年8月26日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地は1ページ番号2のとおりで、山林等、合計面積0.3870haです。

4ページに位置図を、5ページからは変更前と変更後の丈量図、計画図、断面図、沈砂池容量計算表、工程表を付しています。

1ページを御覧ください。

この度の変更協議は、当初の計画より沈砂池の容量を減少するものです。

9月26日に地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

地区部会において協議した結果、1ページ番号5のとおり、高松市長には、「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したい旨決定されました。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、同第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について3件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 議案第13号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

まず、3ページを御覧ください。

令和4年8月31日付けで、国分寺町土地改良区より、本市土地改良課が定める高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱に基づき、本件証明願が提出されました。

これは、同要綱で定める土地改良事業の補助金交付申請に際して、地区担当農業委員による耕作放棄地となるおそれのある農地の確認及び農業委員会の証明が必要であると規定されているためです。

資料の4及び5ページの位置図、事業計画書を御覧ください。

4ページのとおり、事業に係る受益地は、高松市立国分寺南部小学校から南約2キロメートルに位置する国分寺町内の田ほか1筆で、合計面積は1,116平方メートルです。

事業内容としては、5ページに記載のあるため池から、受益地へ水を引くための底樋管、堤防を貫通して設置される暗渠を改良することと、取水施設前面の堆積土砂150立法メートルを排土し機能を復元させ、未然に耕作放棄地の発生防止を図るものです。

事業予算として、同要綱で規定する補助事業で、8ページの別表のかんがい排水施設の整備により、右側欄の補助率I型、事業費の100分の75以内補助、を適用し、ため池の堆積排土、取水装置の改修工事を行うものです。

1ページに戻っていただき、番号4調査に記載のとおり、9月26日に地区担当委員と事務局職員で現地調査を実施し、同月31日に開催された地区部会で協議した結果、「取水施設が土砂により閉塞され、サイフォンを設けて受益農地へ取水しているが、それも機能が低下し、困難となっており、営農を継続する上での不便性が見られ、改良工事をせず現状のままでは、将来、受益農地は耕作放棄地となるおそれのあるもの」として証明相当と確認しました。

以上、議案第13号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

利用権設定の申出書につきましては、例年、農業相談会において受付を行っているところですが、御承知のとおり、今年の8月は新型コロナウイルスの感染者がもっとも増加した時期と重なり、計画していた相談会は9会場全て中止となりました。

そのため今回は、相談会以外に農業委員・推進委員を通じて農業者の方から提出いただいた申出書や、総合センター・支所・出張所を経由して事務局へ送られて来た申出書などを取りまとめ、農用地利用集積計画の案としております。

この集積計画を策定するにあたり令和4年10月3日付けで、高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。なお高松市の公告予定日は10月31日となっております。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、一番下の申出件数の欄を見ていただきますと、貸借期間3年が140件、6年が247件、10年が31件、15年は0件、20年が4件の合計422件となっており、面積は合計で1,150,219.69平方メートルとなっております。昨年同期と比較すると0.4%増のほぼ横ばいとなっております。

3ページと4ページの表は2ページの表の内訳になっています。3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が171件、面積が410,297.45平方メートルでした。

4ページの表が、香川県農地機構を通じた貸借で、件数が251件、面積が739,922.24平方メートルとなっており、面積比較で今回の農地集積の64.3パーセントが農地機構を利用したものとなっております。

以下、5ページから16ページが農業委員会による相対での貸借の明細表で、17ページから38ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっております。

以上、議案第14号、農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第14号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号 農用地利用配分計画(案)について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和4年9月28日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は10月31日となっています。

2ページの明細書を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第15号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第15号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 令和5年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第16号 令和5年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について御説明申し上げます。

農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見書については、農業委員会法第38条第1項の規定に基づいて、市長に対して、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出するものでございます。

日程といたしましては、今日19日午前中に、役員会を開催した後に、午後から市長に対して意見書案を手渡し、その後、関係部署を招いての意見交換会を実施して、協議を深める予定としております。

まず、参考資料を御覧ください。

今回の改善意見案の一覧となります。

項目数といたしましては、全部で21項目、昨年度と結果的に同数となっております。その内訳としては、新規が3項目、拡充が3項目、継続が15項目、削除が4項目となっておりますが、削除4項目については、他の項目にまとめたものでございまして、それらの主旨は、事実上残しております。

それでは、資料6 改善意見案 本編を御覧ください。

1ページを御覧ください。

前文として、我が国及び香川県の農業・農村を取り巻く問題・諸課題を示しております。

2ページでは、本市において、高松市農業振興計画に基づく施策が進められ、農業委員会としても、農地等利用の最適化を推進していますが、農業者の努力や地域の活動だけでは解決できない諸課題があることから、効果的な施策・事業を進めることがより一層重要であるとして、この意見書を取りまとめるに至った経緯を記しております。

以下、順次、読み上げてまいります。

まず、大項目1の「担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について」は、5つの小項目からなっています。

(1)は、地域計画（目標地図）の策定への取組支援を求める意見です。

これまで、「人・農地プラン」としていたものが、本年5月に法定化されたことにより、地域計画（目標地図）に変わります。令和5年度から6年度の間で、市町村は地域計画（目標地図）を策定することとなり、農業委員会は、地域計画の前段として目標地図の素案を作成することになるため、具体的にその役割を明記して支援を促すものです。

(2)は、中心経営体の確保と担い手の育成支援を求める意見です。

ほとんどの地区の「人・農地プラン」で、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より多いとの状況であります。

そのため、中心経営体となる担い手の確保や、経営規模を拡大しようとする担い手への支援を求めるものです。昨年度から継続の意見です。

(3)は、多様な経営体による農地利用の支援を求める意見です。

農地集積・集約については、これまで、認定農業者等が対象とされてきましたが、国の「人・農地など関連施策の見直し」では、継続的に農地を利用する中小規模の経営や、農業と他の仕事を組み合わせて生計を立てる「半農半X」など多様な経営も受け手とするとされています。

本市でも、農地の受け手の確保が大きな課題でありますので、多様な経営体等による農地利用を支援する取組の検討を求める昨年度から継続の意見です。

(4)は、農用地利用等促進計画の統合・一本化への支援を求める新規の意見です。

本年5月の基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積計画による利用権設定等の手続が、農地機構を介した農地利用集積等促進計画に統合・一本化されるため、今後は農地機構を通じた手続のみとなります。

なお、経過措置としての猶予期間が、地域計画の策定期限となる令和6年度までで、「香川県農地機構への支援」と要望内容が一部重複するため、「香川県農地機構への支援」を除き、新たに「農用地利用等促進計画の統合・一本化への支援」の項目を加え、必要な活動予算を確保し、支援を求める意見です。

(5)は、農地基盤整備の効果的な実施を求める昨年度から継続の意見です。

農用地利用には、基盤整備が不可欠であることから、予算を確保して、早期に効果的に実施していただくことを求めるものです。

次に、大項目2「遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について」は、7つの小項目からなっています。

(1) は、農地中間管理事業の推進と、耕作条件の悪い農地の利用や管理のあり方、本市の支援策に関する意見です。

各地域に存在する耕作条件が悪い農地についての対策は喫緊の課題です。

貸付希望のある農地については、すぐに受け手がいなくても、まずは、香川県農地機構が積極的に引き受けた上で、受け手を探そう働きかけてほしいとの意見です。

また、農地中間管理事業の対象ともならなかった耕作条件の悪い農地について、市は今後どのように考えるのか、その利用や管理のあり方、並びに本市の支援策について早急な検討を強く求めています。

(2) は、地域による多面的機能の維持に関する意見です。

農業・農村の持つ多面的機能や環境の維持については、農業者の高齢化や減少により地域住民や地域組織等が主体となった取組が重要となってきています。

農業者が中心となる多面的機能支払交付金制度はもとより、地域住民や地域組織が中心となった多面的機能維持の活動を促す支援を求める意見です。

(3) は、遊休農地の発生防止や再生に関する意見です。

「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」、「荒廃農地等利活用促進交付金事業」とも、その利用は低調で、耕作放棄地や荒廃農地の防止・再生の施策は重要ですので、これらの事業が一層活用されるように要件の見直しや周知を求める意見です。

今回は、香川県事業である「荒廃農地等利活用促進交付事業」について、香川県に対し、予算の確保と事業上限額の見直し等を要請することを加えています。

(4) は、農地の適正な管理への取組の支援を求める意見です。

農地所有者の高齢化、未相続農地の増大により荒廃農地の発生に歯止めがかからず、農業委員、推進委員だけの対応が厳しくなっていることから、荒廃農地を取り締まる県や市の条例の制定を要望するものです。また、荒廃農地解消の救済措置となる支援事業もセットで考えるよう要望するものです。昨年度も要望しましたが、今年度も、新たな補助制度を創設するなど実効性のある取り組みの検討を求めています。

(5) は、有害鳥獣対策の強化に関する意見です。

本市では、鳥獣被害防止計画を定め取り組んでいますが、引き続き、対策の強化を求める意見です。

(6) は、小規模農家・家族経営農家への支援についての意見です。

家族農業の振興を農業政策に位置付け、小規模でも農業経営が成り立つ施策の推進を求めるもので、特に、小規模農家が農業用機械の購入やレンタルを行う場合の支援策を要望しています。昨年度から継続の意見です。

(7) は、水田活用直接支払交付金制度の見直しについての意見です。

これまで、水田活用直接支払交付金は、主食用米の需要減少を踏まえ、農業者に販売収入の少ない麦や大豆、飼料作物への転作を進めることに対する所得補償の制度であり、農地の維持管理にもつながっていました。しかしながら、今回の方針転換により、交付対象を水張り、水

稲作付に限定することから、その是正のため、項目を新たに加えて、その見直しを求める意見です。

次に、大項目3の「新規参入等担い手に関する施策の改善について」は、4つの小項目からなっています。

(1)は、新規就農の促進に関する意見です。

就農希望者に対する相談やマッチング活動の推進、きめ細かなサポート体制の強化を求める意見です。

また、農業大学校や農業高校の生徒に対する、本市農業のPRなど、本市での就農につながる具体的な取組を行うことを要望しています。昨年度から継続の意見です。

(2)は、新規就農者支援制度の活用支援に関する意見です。

「親元就農や第三者継承への支援」と「新設される新規就農者支援制度の財源確保」については、令和4年度からの国の就農支援事業の項目にまとめるため、「新規就農者支援制度の活用支援」として項目の拡充を行いました。

(3)は、農業者の組織化や集落営農の育成・体質強化に関する意見です。

農業者の経営安定のための組織化や、集落営農組織の育成・体質強化、後継者の確保のため、支援体制の充実を求めるもので、昨年度から継続の意見です。

(4)は、女性農業者の支援に関する意見です。

女性農業者については、農業の活性化や6次産業化を推進する上で、経営への参画をより一層促進することが必要であることから、女性農業者への様々な研修機会の充実を図るとともに異業種の連携も重要と考えられます。また、来年の農業委員等の改選もあるため、新たに項目を加えました。

最後に、大項目4の「農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について」は、5つの小項目からなっています。

(1)は新型コロナウイルス対策に関する意見です。

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受ける生産者、農業者への支援、人手不足が生じている農業事業者への支援に関するもので、昨年度から継続の意見です。

(2)はスマート農業の推進に関する意見です。

農作業の省力化や高品質化等が期待されるスマート農業ですが、機械・設備費など課題が多いことから、本市の実情に合ったスマート農業の検討のほか、導入しようとする農業者への積極的な支援を求める意見を加えています。

(3)は、農産物のブランド力の強化、6次産業化の推進に関する意見です。

農業が魅力ある産業となるために、収益性が高い農産品の生産の推奨・振興や高付加価値化が重要です。

ブランドづくりや、6次産業化など、農産物の価値を高めていく施策を推進することを求めるもので、昨年度から継続の意見です。

(4)は、地産地消につながる食育の推進に関する意見です。

学校給食においては、米飯給食の拡大のほか、国において策定された第4次の食育推進基本計画に沿って、地場産物を活用した取組を増やされたいとの意見です。

(5) は、次世代有機農業の推進に関する意見です。

国の「みどりの食料システム戦略」に沿って、持続可能な農業の推進のため、「環境にやさしい農業の推進」と「有機農業の取組支援」を集約し、環境に配慮した取組として「次世代有機農業の推進」の項目に置き換え、継続的な取組を促すものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第16号については原案のとおり意見提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第16号については原案のとおり意見提出することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

藤澤農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料7を御覧ください。

期間としましては、令和4年9月8日から同年10月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、9月議決分といたしまして4条が5件、5条が26件、合計で4条が5件、5条が36件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が16件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、合計で4条が0件、5条が28件です。

取下につきましては、5条関係の9月分で1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係で、1月議決分の25番、30番、37番が開発許可未了により、許可保留となっております。また、5月議決分の17番、25番、6月議決分の7番、及び7月議決分の2番、11番、12番が、右端保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用許可、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

引き続き、5条関係の7月議決分の21番、8月議決分の4番、7番、10番、12番、14番、15番について、右端保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

まず、5条関係の9月議決分の取下げ案件についてですが、4番が、先ほど議案第3号で御審議いただいたもので、9月16日付けで取り下げられました。

続いて許可保留案件ですが、3番、5番、9番、10番、13番から15番まで及び、19番が、右

端備考欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用許可、配水管理設
同意未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく5条関係の9月議決分の許可保留案件ですが、25番、26番、29番及び、賃借権の2番
が、右端備考欄に記載のあるとおり、道路工事承認、開発許可、法定外公共物占用許可未了に
より許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようであり
ますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会